

平成30年第3回

島田市教育委員会定例会

平成30年3月29日

平成30年第3回島田市教育委員会定例会日程

日時：平成30年3月29日（木）午後2時00分～午後4時00分

会場：島田市役所 会議棟D会議室

1. 開 会
2. 会期及び会議時間の決定
3. 会議録署名人の指名
4. 教育部長報告
5. 事務事業報告
 - (1) 教育総務課 (2) 学校教育課 (3) 学校給食課 (4) 社会教育課
 - (5) スポーツ振興課 (6) 図書館課 (7) 文化課
6. 付議事項
 - (1) 平成30年度島田市教育の施策の大要について
 - (2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
 - (3) 平成30年度島田市学校給食費の額について
 - (4) 六合公民館運営審議会委員の委嘱について
 - (5) 初倉公民館運営審議会委員の委嘱について
 - (6) 島田市スポーツ振興推進計画の改訂について
 - (7) 島田市教育委員会専決規程の一部改正について
 - (8) 島田市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則の制定について
 - (9) 島田市文化芸術推進協議会規則の制定について
 - (10) 島田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
7. 協議事項
 - (1) しまだの教育（リーフレット）について
 - (2) 横井運動場公園改修計画（案）について
 - (3) 島田市文化プログラム支援事業費補助金交付要綱の一部改正について
 - (4) 島田市文化財保存管理事業費補助金交付要綱の一部改正について
8. 次回教育委員会定例会における協議事項の集約について
 - (1) 事務局から提案するもの
 - (2) 各委員が提案するもの
9. 報告事項
 - (1) 平成30年2月分の寄附受納について
 - (2) 島田第四小学校校舎等建設検討委員会の報告
 - (3) 平成30年2月分の生徒指導について
 - (4) 島田市教育環境適正化事業の中間報告について
 - (5) 施設敷地内での物損事故の報告について
 - (6) 島田市文化施設運営協議会規則を廃止する規則の制定について
10. その他
 - ・会議日程について

次回	第4回島田市教育委員会定例会
日時	平成30年4月27日（金）午後2時00分～午後4時00分
会場	プラザおおるり 2階 第4会議室
次々回	第5回島田市教育委員会定例会
日時	平成30年5月 日（ ）午 時 分～午 時 分
会場	
11. 閉 会

教育部長報告

一 般 質 問 (平成30年2月市議会定例会)

4. 18番 八木 伸雄 議員 (一問一答)

2. 学校教育の課題について

新聞・テレビの報道では、教師の過重労働が指摘されている。また、いじめや虐待などの報道も後を絶たない。学校現場での実態と課題について、以下質問する。

<質 問>

- (1) 教師の過重労働がマスコミの報道などで指摘されている。当市の小・中学校の教師の労働環境の実態を把握しているか。

<答 弁>

教職員の労働時間については、市内の全ての小中学校の教職員に対して、毎月勤務実態調査を行っており、教職員一人ひとりの時間外勤務状況について把握しています。

<質 問>

- (2) 教師の労働環境改善に向けた対策はとられているか。

<答 弁>

教育委員会では、個々の児童・生徒に対応できるように学校教育支援員や教育センター相談員等を配置しています。

また、教職員の研修会を昨年度から約30パーセント削減を図ったり、外部人材を活用した部活動外部指導者等を配置したりして、教職員の負担軽減を図る等、労働環境の改善に取り組んでいます。

<質 問>

- (3) 今後、さらに新たな対策をとるとするならどのようなことか。

<答 弁>

教育委員会では、平成30年度から月1回以上の休日における部活動休養日を設けるとともに、8月13日から15日までの3日間を学校閉庁日とする予定です。あわせて、部活動外部指導者の増員を計画しており、さらなる労働環境の改善を図ってまいります。

<質 問>

- (4) 障害を持つ児童・生徒のハード面・ソフト面での対応及び担任教師への支援はどのようなものがあるか。

<答 弁>

車椅子を使う等、障害のある児童・生徒が他の子どもたちと同じように授業を受けられるよう、多目的トイレ等の設置をしています。更に本年度から、指導の充実のため、市内すべての特別支援学級にiPadを配置しました。

また、学校では、学級担任だけに負担が集中しないよう、校内体制を整え、学校教育支援員による補助など、組織で対応しています。

<質 問>

(5) 児童・生徒のスポーツ振興における現在の実態と課題及びその対策はどうか。

<答 弁>

学習指導要領において、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、健康・体力の向上や人間形成においても成果がある一方で、休日の長時間にわたる練習や大会参加に伴う生徒や教職員の負担等が課題として挙げられます。

今後の対策としましては、生徒の心身の成長を考慮した活動内容等の見直しや教職員のワーク・ライフ・バランスへの配慮、部活動外部指導者の拡充等を考えております。また、各種競技団体との連携等を図る中で、教職員及び生徒の負担軽減に努めていきたいと考えております。

5. 1番 大関衣世 議員 (一問一答)

2. 女性への健康支援について

女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援するために、厚生労働省は3月1日から8日までを「女性の健康週間」と定め、女性の健康づくりを国民運動として全国で展開している。

近年、晩婚化、晩産化が進み、仕事と育児や子育て、介護の両立など、女性が置かれている社会環境は厳しい状況といえる。このような中、女性活躍推進の実現に向け、月経関連疾患や女性特有のがん対策への適正な対応が急務とされている。日本産婦人科医科学会の調査では、働く女性の約80%が、NPO法人日本子宮内膜症啓発会議の調査では、思春期女子の約80%が月経痛等により就労、勉学、スポーツに影響を受けていることが明らかとなっている。また、35歳以上の女性において、50%以上が更年期障害によって就業に影響を及ぼしていることがわかり、その経済的損失は計り知れないとされている。管理職に当たる女性の中には、更年期障害のため昇格を辞退するなど、持っている力を十分発揮できない人も存在する。さらに更年期障害は老年期に向けて、骨粗しょう症、血圧、精神神経症状等、健康寿命にも大きく影響を与えるとされている。

そこで、女性のライフステージに応じ、さまざまな支援が必要と考え、以下伺う。

<質 問>

(1) 学校教育における女子生徒への健康支援はどのようなことがあるか。

<答 弁>

学校教育における、女子生徒の健康支援ですが、各学校では生徒の保護者から保健調査による問診を行い、養護教諭がその結果を把握しています。生徒が体調不良時には、保健室で休ませるなど、養護教諭は必要に応じて学校医等に連絡し、適切な対応を行っています。

また、症状によって、保護者に病院への受診を勧めています。月経困難症は思春期の女子生徒にとって非常にデリケートな問題であることから、一人で抱え込まないよう、教職員が声かけをするなど相談しやすい環境づくりに努めています。

6. 11番 桜井洋子 議員 (一問一答)

2. 子どもの貧困対策と子育て支援の充実について

貧困と格差の広がりによって、親の失業や低収入、病気、離婚など家庭の経済状況の悪化に伴い、子どもの貧困は深刻な状況となっている。子どもの貧困をなくし、安心して子育てができる施策が求められる。以下伺う。

(2) 小・中学生がいる家庭で、経済的な理由などから教育費の支払いが困難な家庭に、就学に必要な費用の一部を援助する就学援助制度がある。

<質 問>

① 小・中学校別の認定数と認定率はどうか。

<答 弁>

今年度、平成30年2月末における認定者数は、小学校で368人、中学校で248人、合計616人です。認定率は、小学校で7.02%、中学校で10.02%、全体で7.98%です。

<質 問>

② 就学援助費の中に、入学準備金がある。この支給は入学前に実施されたか。

<答 弁>

新入学児童生徒学用品費については、今年度、入学前の支給を行いました。対象となった人数は、小学校新1年生で48人、中学校新1年生で57人です。合計105人に対して、口座振込により2月23日に支給しました。

<質 問>

③ クラブ活動費、生徒会費、PTA会費についても、援助メニューに加える必要があるかどうか。

<答 弁>

クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を支給項目に加えることについては、子どもの生活実態調査の結果を踏まえ、検討してまいります。

7. 9番 村田千鶴子 議員 (一問一答)

2. あなたも弾けますベーゼンドルファー事業の今後と文化のまち島田について

当市は、ピアノ世界三大名器といわれるベーゼンドルファーを2台保有している自治体であり、全国に誇れるまちである。当該事業は、文化のまち島田を全国に発信する一つとして始まったと記憶している。この事業は、島田市文化協会と教育委員会との共催にて、島田会場と川根会場と隔年で開催されており、17回目のことしは島田会場となっている。

このベーゼンドルファーを観光資源に活用した交流人口の増大や地域活性化施策の観点から、以下伺う。

<質 問>

(1) 当該事業を継続にするに当たり、見直すべき点や課題はあるか。

<答 弁>

本事業における課題は、出演者等が自身の演奏を終了した後、他の出演者の演奏を聴くことなく帰られてしまうことです。

これにつきましては、終了後も会場内に留まってお待たせいただくよう呼び掛けを行うとともに、昨年度には、新たな試みとして、第2部にプロのピアニストのコンサートを合わせて実施したことで、会場も賑やかになるなど、一定の成果を得ることができました。

また、ここ数年、募集定員を上回る応募があり、出演者を制限するため抽選とさせていただいていることから、すべての方が演奏できないことも課題であります。

これにつきましては、指定管理者と協議し、本事業以外にもベーゼンドルファーを弾く機会を設け、応募者の希望に沿えるよう努めております。

<質 問>

(2) 当該事業を観光的視点もあわせて取り組む考えはあるか。

<答 弁>

本事業は、平成29年度で16回を数え、また、参加者の半数は市外の方が占めるなど、ベーゼンドルファーも多くの皆様にご覧いただるところとなってまいりました。

本事業の観光的視点を踏まえた取組につきましては、お越しいただいた参加者に市内も回遊していただけるよう、川根温泉の入浴券や各種クーポン券、観光パンフレットなどを配布しております。

そのほか、ベーゼンドルファーを観光面で活用した事業として、「かわね桜まつり」期間中の本年4月1日に、花見でお越しのお客様に向けて、川根文化センターにあるベーゼンドルファーの音色を楽しんでいただく事業を計画しております。

今後、こうした事業を通して、ベーゼンドルファーを活用することについて研究を行ってまいります。

15. 7番 横山香里 議員 (一問一答)

1. 当市におけるさまざまな詐欺被害について

今や私たちの日常の中で必需品となっている携帯電話であるが、特にスマートフォンに関しては便利な反面ここ近年大変大きな問題も発生し、一つの社会問題になっている。

日々進化するIT機器に柔軟に対応していかなければならない時代、正しく恐れ、正しく使用するためにも正しい知識を得ることが重要であると考え。また、スマートフォンだけでなく固定電話、はがき、訪問販売など、さまざまな事例による詐欺被害も非常に多発している。これらの情報を市民はしっかり把握し、被害を未然に防ぎ、これ以上拡大させないことが重要と考え、以下質問する。

<質問>

- (3) 当市では学童期における携帯電話の所有の調査をしているか。また、しているのであれば何年生から所有していて、所有するのは何年生が最も多いか。
- (4) 当市では中学生が所有する携帯電話の割合は市内中学生人数全体のおよそ何割に当たるか。

<答弁>

1の(3)と(4)の御質問については関連がありますので、一括してお答えします。

市では、小中学生全体の状況は把握しておりませんが、子育て応援課で実施した「子どもの生活実態調査」において、携帯電話所持率が小学5年生28.3%、中学2年生54.0%という結果が出ております。なお、この調査は現在集計途中となりますので、あくまで参考数値となります。

<質問>

- (5) 平成27年度から始まった「ケータイ・スマホルール」アドバイザー養成講座を受けてアドバイザーに登録された人は、当市では何人いるか。

<答弁>

ケータイ・スマホルールアドバイザーを所管している静岡県教育委員会社会教育課によりますと、平成29年度の島田市のアドバイザー登録者は6人です。

<質問>

- (6) アドバイザーは幅広い年齢の人たちが受講し、PTA関係者が多いことが特徴の一つであるが、実際にアドバイザーが学校等で講座をしたことはあるか。また、その場合どのような形式で講座を開いたか。

<答弁>

アドバイザーの活動については、年度ごと、県教育委員会社会教育課に報告されております。平成28年度については、市内6つの小学校において、ミニ講演会や懇談会形式で開催されています。

17. 6番 齊藤和人 議員 (一問一答)

1. 森林整備と木材の活用について

平成27年4月1日から平成37年3月31日までの期間で島田市森林整備計画に基づき事業が実施されている。また、第2次島田市総合計画では、平成28年度に252.82ヘクタールの森林が整備され、平成33年度には305ヘクタールが整備されるとある。そこで、以下伺う。

<質問>

(3) 市の小・中学校の机や椅子はどのような素材のものが使われているか。また、県内には地元の木材を活用して、学校の机や椅子を整備している地域があると聞くが把握しているか。

<答弁>

当市の小・中学校において使用している机、椅子の素材は、天板及び座面、背板以外はスチール製のものがほとんどです。なお、伊久美小学校、相賀小学校及び湯日小学校では、机、椅子ともに木製のものを使用しています。

また、県内における木材を活用した机や椅子の学校への整備については、静岡市に実績があると聞いています。

議案に対する質疑（平成30年2月市議会定例会）

議案第6号 平成30年度島田市一般会計予算

3. 6番 齊藤和人議員

○歳出10款6項2目 体育施設費中、田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場整備事業について

<質問>

(1) 敷地造成工、舗装工、排水工として1億543万6,000円が計上されている。この広場は、施設の内容についてはいまだ決定されていないが、工事の一部を計上したのはどのような理由か。

<答弁>

多目的スポーツ・レクリエーション広場の整備につきましては、平成29年度中の検討を踏まえ、市としての整備計画を取りまとめましたので、それに基づき、平成30年度から事業着手できるよう、当初予算に計上したものであります。

4. 19番 清水唯史議員

○歳出10款6項2目 体育施設費中、田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場整備事業について

<質問>

(1) 平成30年度を含む今後の整備予定内容及び経費内訳の詳細を伺う。

<答弁>

多目的スポーツ・レクリエーション広場整備計画の内容につきましては、平成29年度中の様々な検討を踏まえ、お配りした資料、計画平面図の「アクティブプレイゾーン」には大型複合遊具等を、また、「憩いのゾーン」には幼児用遊具等をそれぞれ整備します。

また、「スポーツ・レクリエーションゾーン」には、利用者の意向に応じたスポーツ活動等ができるよう、天然芝のみの整備を計画しております。

なお、他の2つのゾーンにおいても、天然芝による施工を計画しております。

事業期間は、平成30年度、31年度の2か年度を予定しており、経費及びその内容につきましては、資料の概算事業費のとおり、平成30年度は1億543万6千円、平成31年度は3億1千206万4千円、総額として、4億1千750万円を見込んでおります。

<質問>

(2) 当広場の利用予測を伺う。

<答弁>

利用予測につきましては、当市が計画しているのと同様な大型遊具施設を有する、掛

川市の「22世紀の丘公園（遊びの里）」の年間入場者数の約80,000人を参考に、田代の郷の多目的スポーツレクリエーション広場の集客見込み数（目標値）としました。

また、平成27年度に実施した「島田市田代の郷土地利用に関する市民アンケート調査」の結果、さらに、本年に入り、新たに、島田市こども館と図書館において、「親子連れを対象に実施しましたアンケート調査」の結果を基に、改めて、集客見込み数を分析したところ、これまでと同様、80,000人以上は見込まれると予測しております。

議案第31号 第2次島田市総合計画の策定について

2. 17番 山本孝夫議員

<質問>

(1) 政策分野2 子育て・教育について

- ① 前回の基本計画までは地域スポーツ活動において総合型地域スポーツクラブを創設するまたは支援するとの文言があったが、今回の計画では削除されている。

その理由は何か。

<答弁>

種目の多様性、世代や年齢の多様性及び技術レベルの多様性を兼ね備えた「総合型地域スポーツクラブ」に対する支援については、「施策の柱2-5」、「生涯スポーツを普及します。」内の、主要な取り組み事例として、「●ライフスタイルにあったスポーツ活動への支援」として包含しております。

このため、具体的な表現については掲載しておりません。

当該クラブの運営等に係る支援については、第2次島田市総合計画に位置付けたスポーツ振興施策を、より具体的に推進するために、本年度見直しを行っている「島田市スポーツ振興推進計画」の中に明記しておりますので、これまで同様支援してまいります。

事務事業報告

事 務 事 業 の 概 要

教育総務課

実 施 (2月23日～3月28日)

月 日	曜日	事 項	場 所
2月23日	木	第2回教育委員会定例会	プラザおおるり
2月26日	月	グラウンド用リサイクル白線贈呈式	プラザおおるり
3月2日	金	第1回教育委員会臨時会	プラザおおるり
3月15日	木	第3回学校事務職員研修会	市役所会議棟
3月19日	月	第2回教育委員会臨時会	プラザおおるり
3月22日	木	第5回島田第四小学校校舎等建設検討委員会	市役所会議棟
3月26日	月	横断旗贈呈式	プラザおおるり

予 定 (3月29日～4月26日)

月 日	曜日	事 項	場 所
3月29日	木	静岡市町教育委員会教育長連絡協議会理事会	静岡県総合教育センター
		第3回教育委員会定例会	市役所会議棟
4月2日	月	教育委員会辞令交付式	プラザおおるり
4月10日	火	市町教育委員会教育長会	県庁
4月25日	水	静岡県市町教育委員会連絡協議会 総会	藤枝市内

事 務 事 業 の 概 要

学校教育課

実施（2月23日～3月28日）

月 日	曜日	事 項	場 所
2月24日	土	休日参観（金谷小学校）	
		サタデーオープンスクール（参加者：23人）	伊久身地区
2月26日	月	代休（金谷小学校）	
3月3日	土	サタデーオープンスクール（参加者：24人）	伊久身地区
3月6日	火	公立高等学校入学者選抜（学力検査）	
3月7日	水	公立高等学校入学者選抜（面接・実技検査等）	
3月12日	月	公立高等学校入学者選抜（追検査）	
3月14日	水	第6回島田市教育環境適正化検討委員会 委員（参加者：9人）	市役所大会議室
3月15日	木	卒業式（湯日小学校）	
		公立高等学校入学者選抜合格発表	
3月16日	金	卒業式（第二小学校、第三小学校、第四小学校、六合小学校、大津小学校、初倉小学校、初倉南小学校、六合東小学校）	
		修了式（伊太小学校、相賀小学校、伊久美小学校、湯日小学校、川根小学校、第一中学校、第二中学校、六合中学校、初倉中学校、金谷中学校）	
3月17日	土	卒業式（伊太小学校、神座小学校、相賀小学校、伊久美小学校、川根小学校、第一中学校、第二中学校、六合中学校、初倉中学校、金谷中学校）	
		修了式（第二小学校、第三小学校、六合小学校、大津小学校、初倉小学校、六合東小学校）	
3月19日	月	卒業式（第一小学校、第五小学校）	
		修了式（第四小学校、神座小学校、初倉南小学校、金谷小学校、五和小学校、北中学校、川根中学校）	
3月20日	火	卒業式（金谷小学校、五和小学校、北中学校、川根中学校）	
		修了式（第一小学校、第五小学校）	
3月22日	木	教育環境適正化検討委員会中間報告	市役所本庁舎
3月23日	金	市辞令伝達式	市役所大会議室
3月24日	土	サタデーオープンスクール（参加者：18人）	伊久身地区

予定 (3月29日～4月26日)

月 日	曜日	事 項	場 所
4月5日	木	始業式 (第三小学校、第四小学校、六合小学校、大津小学校、相賀小学校、第五小学校、五和小学校、全中学校)	各校
		入学式 (六合中学校、北中学校、川根中学校)	各校
4月6日	金	始業式 (第一小学校、第二小学校、伊太小学校、神座小学校、伊久美小学校、初倉小学校、初倉南小学校、六合東小学校、金谷小学校、川根小学校)	各校
		入学式 午前 (第一小学校、第二小学校、六合小学校、大津小学校、相賀小学校、伊久美小学校、初倉小学校、第五小学校、初倉南小学校、六合東小学校、五和小学校、川根小学校、第一中学校、第二中学校、初倉中学校、金谷中学校) 午後 (第三小学校、第四小学校)	各校
4月9日	月	入学式 (伊太小学校、神座小学校、金谷小学校)	各校
4月12日	木	家庭訪問 (伊久美小学校)	
4月14日	土	休日参観 (湯日小学校)	
4月16日	月	家庭訪問 (伊久美小学校)	
		代休 (湯日小学校)	
4月17日	火	全国学力学習状況調査	各校
4月21日	土	休日参観 (第三小学校、第四小学校、六合小学校、伊太小学校、相賀小学校、神座小学校、伊久美小学校、初倉小学校、初倉南小学校、金谷小学校)	各校
4月23日	月	家庭訪問 (第二小学校)	
		代休 (第三小学校、第四小学校、六合小学校、伊太小学校、相賀小学校、神座小学校、伊久美小学校、初倉小学校、初倉南小学校、金谷小学校)	
4月24日	火	家庭訪問 (第一小学校、第二小学校、第三小学校、第四小学校、六合小学校、相賀小学校、初倉小学校)	

月 日	曜日	事 項	場 所
4月25日	水	家庭訪問 (第一小学校、第二小学校、第三小学校、第四小学校、六合小学校、初倉小学校)	
4月26日	木	家庭訪問 (第一小学校、第二小学校、第三小学校、第四小学校、六合小学校、大津小学校、初倉小学校)	

事務事業の概要

学校給食課

実施（2月23日～3月28日）

月 日	曜日	事 項	場 所
2月26日	月	民間委託連絡会議	南部学校給食センター
3月6日	火	第3回島田市学校給食食物アレルギー対応 検討委員会	市役所会議棟
3月8日	木	献立会議	中部学校給食センター
3月13日	火	食材等放射能検査 (南部学校給食センター分)	県立静岡視覚特別 支援学校
3月15日	木	三学期学校給食終了 (南部学校給食センター)	
		学校給食センター運営委員会	中部学校給食センター
3月16日	金	三学期学校給食終了 (中部学校給食センター)	
3月20日	火	民間委託連絡会議	南部学校給食センター
3月22日	木	物資選定会(5月分)	中部学校給食センター

予定（3月28日～4月26日）

月 日	曜日	事 項	場 所
4月9日	月	調理員衛生研修	中部学校給食センター
4月10日	火	平成30年度一学期学校給食開始	
4月12日	木	献立会議	中部学校給食センター
4月26日	木	物資選定会	中部学校給食センター

事務事業の概要

社会教育課

実施（2月23日～3月28日）

月 日	曜日	事 項	場 所
2月23日	金	中央市民学級閉級式（参加者：17人）	しまだ楽習センター
		子育て広場あかちゃん部「みんなくる」 （参加者：17組34人）	金谷公民館
2月24日	土	六合公民館 六合子どもチャレンジクラブ 閉級式（参加者：90人）	六合公民館
2月25日	日	みんなくる健康講演会 「認知症予防と地域づくり」 （参加者：71人）	金谷公民館
		伊久身農村環境改善センター 郷土の歴史 講座「フィールドワーク」 （参加者：13人）	檜峠～菩提山～檜 峠岩遺構
2月27日	火	パパとママのための絵本の広場 （参加者：10人）	金谷公民館
2月28日	水	しずおか寺子屋創出事業 「はつくら寺子屋㉑」（参加者：20人）	初倉公民館
		第2回川根地区センター運営委員会	川根地区センター
		第4回初めて0歳児をもつ親の講座 （第6期）（参加者：20組40人）	保健福祉センター
3月1日	木	第3回金谷公民館運営審議会	金谷公民館
		子育て広場「ぐう・ちょき・ぱあ」 （参加者：18組51人）	第一中学校
3月2日	金	初倉公民館 高齢者学級閉級式 （参加者：73人）	初倉公民館
3月3日	土	島田市野外活動センター山の家 山の家ス プリングコンサート 「スイーツを楽しみながら音楽とアートを堪能」 （参加者：74人）	島田市野外活動セ ンター山の家
3月3日～ 3月4日	土 日	フェスタしまだ2018！ 展示・体験：3/3～3/4 ステージ発表：3/4 （参加者：3,200人）	プラザおおるり
3月5日	月	東海道金谷宿大学教授会	金谷北支所
3月7日	水	しずおか寺子屋創出事業 「はつくら寺子屋㉒」（参加者：18人）	初倉公民館

月 日	曜日	事 項	場 所
3月7日	水	初倉放課後子ども教室「フレンズクラブ」 選択活動 (参加者：26人)	岡田公会堂
		第3回北部ふれあいセンター運営委員会	北部ふれあいセンター
3月8日	木	子育て広場「ぐう・ちょき・ぱあ」 (参加者：19組43人)	第一中学校
		伊久身農村環境改善センター 高齢者学級「体験交流会（フルーツ演奏鑑賞、会食、生き生き元気体操）」及び閉講式 (参加者：33人)	伊久身農村環境改善センター
3月9日	金	子育て広場あかちゃん部「ロクティ」 (参加者：22組44人)	六合公民館
		第3回伊久身農村環境改善センター運営委員会	伊久身農村環境改善センター
3月10日	土	金谷公民館 家庭教育講座 「子育て世代のマナー講座」 (参加者：9人)	金谷公民館
3月11日	日	金谷公民館 市民学級・高齢者学級・おやじの井戸端講座合同閉級式 (参加者：35人)	金谷公民館
		金谷の良いところ再発見！歴史講演会 「諏訪原城」 (参加者：125人)	金谷公民館
3月14日	水	しずおか寺子屋創出事業 「はつくら寺子屋⑳ 閉級式」 (参加者：20人)	初倉公民館
		初倉放課後子ども教室「フレンズクラブ」 閉級式 (参加者：24人)	岡田公会堂
3月15日	木	川根地区センター 市民学級料理教室及び閉講式 (参加者：16人)	川根文化センター チャリム21
		子育て広場「ぐう・ちょき・ぱあ」 (参加者：23組5人)	第一中学校
3月16日	金	六合公民館 高齢者学級閉級式 (参加者：86人)	六合公民館
		初倉公民館 市民学級視察研修及び閉級式 (参加者：28人)	初倉公民館他
		金谷公民館 家庭教育講座「ハッピー生活術」 講座 (参加者：9人)	金谷公民館

月 日	曜日	事 項	場 所
3月20日	火	北部ふれあいセンター 高齢者学級閉級式 (参加者:23人)	北部ふれあいセンター
		大津農村環境改善センター 高齢者学級閉級式 (参加者:83人)	大津農村環境改善センター
3月22日	木	子育て広場「ぐう・ちょき・ぱあ」 (参加者:19組47人)	第一中学校
		第2回初倉公民館運営審議会	初倉公民館
3月23日	金	六合公民館 市民学級閉級式 (参加者:35人)	六合公民館
		川根地区センター 高齢者(すこやか)学級ニュースポーツ「ペタンク」及び閉講式 (参加者:15人)	川根地区センター
		子育て広場あかちゃん部「みんなくる」 (参加者:14組28人)	金谷公民館
3月25日	日	東海道金谷宿大学成果発表会・閉講式 (参加者:350人)	夢づくり会館
		大津農村環境改善センター 市民学級閉級式 (参加者:18人)	大津農村環境改善センター
3月27日	火	伊久身農村環境改善センター 科学教室 「イルカとペンギンをつくろう」 (参加者:14人)	伊久身農村環境改善センター

予 定 (3月29日～4月26日)

月 日	曜日	事 項	場 所
4月4日	水	第1回初めて0歳児をもつ親の講座 (参加予定：20組40人)	保健福祉センター
4月11日	水	第2回初めて0歳児をもつ親の講座 (参加予定：20組40人)	保健福祉センター
4月12日	木	子育て広場「ぐう・ちょき・ぱあ」 (参加予定：20組40人)	第一中学校
4月13日	金	子育て広場あかちゃん部「ロクティ」 (参加予定：10組20人)	六合公民館
4月17日	火	大津農村環境改善センター 高齢者学級開級式 (参加予定：75人)	大津農村環境改善センター
4月18日	水	第3回初めて0歳児をもつ親の講座 (参加予定：20組40人)	保健福祉センター
4月19日	木	六合公民館 高齢者学級 (参加予定：100人)	六合公民館
		子育て広場「ぐう・ちょき・ぱあ」 (参加予定：20組40人)	第一中学校
4月20日	金	家庭教育学級担当者合同会議 (参加予定：75人)	金谷公民館
4月24日	火	ペアレントサポーター定例会 (参加予定：20人)	プラザおおるり
4月25日	水	第4回初めて0歳児をもつ親の講座 (参加予定：20組40人)	保健福祉センター
4月26日	木	子育て広場「ぐう・ちょき・ぱあ」 (参加予定：20組40人)	第一中学校
		金谷公民館市民学級開級式 (参加予定：30人)	金谷公民館
4月27日	金	六合公民館 市民学級開級式 (参加予定：50人)	六合公民館

事務事業の概要

スポーツ振興課

実施（2月23日～3月28日）

月 日	曜日	事 項	場 所
2月23日	金	ママさん教室 ※毎週金曜日、全3回 (参加者：30人)	金谷体育センター
2月24日	土	志太三市スポーツ推進委員交流大会 (参加者：54人)	ローズアリーナ
3月3日	土	志太地区スポーツ推進委員連絡協議会 第3回理事会 (参加者：19人)	市役所会議棟
3月5日	月	みんなで歩こうトランポウォーク実行委員会 (参加者：9人)	市役所会議棟
3月6日	火	金谷地区体育施設集中受付	金谷体育センター
3月14日	水	ジュニアスポーツクラブ指導者会議 (参加者：6人)	市役所会議棟
3月15日	木	スポーツ振興協議会 (参加者：13人)	プラザおおるり
3月20日	火	夜間照明施設受付	市役所会議棟 金谷体育センター
3月22日	木	スポーツ推進委員定例会 (参加者：27人)	市役所会議棟

予定（3月29日～4月26日）

月 日	曜日	事 項	場 所
4月3日	火	金谷地区体育施設集中受付	金谷体育センター
4月6日	金	スポーツ推進委員 ストレッチ講習会 (参加予定：30人)	ローズアリーナ
4月11日	水	志太地区スポーツ推進委員連絡協議会 第1回 理事会及び専門部会 (参加予定：24人)	藤枝市役所
4月18日	水	ファミリーバドミントン教室 ※毎週水曜日、全5回 (参加予定：30人)	ローズアリーナ
4月19日	木	静岡県スポーツ推進委員委員長担当者会議 (参加予定：2人)	静岡市
4月20日	金	夜間照明施設受付	市役所会議棟 金谷体育センター
4月26日	木	スポーツ推進委員定例会 (参加予定：30人)	市役所会議棟

事務事業の概要

図書館課

実施（2月23日～3月28日）

月 日	曜日	事 項	場 所
2月15日～ 3月6日	木 火	展示コーナー 「コスチュームジュエリーの世界」	金谷図書館
2月24日	土	図書館ブックサロン（参加者：8人）	島田図書館
3月1日	木	キッズブック（参加者：21人）	保健福祉センター
		特集コーナー設置 一般：「数学の日」 児童：「冒険へ（散歩・海賊・船・飛行機）」「ひなまつり」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「入園・入学準備」「桜・かたくり」 児童：「ひとり読みできる本 絵本から童話へ」「ともだち」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「新生活応援」 児童：「春だよ（花・おでかけ・成長）」	川根図書館
3月3日	土	ボーイスカウト島田第5団カブ隊施設見学 受入れ（参加者：15人）	島田図書館
3月3日～ 3月25日	土 日	本の帯まつり応募作品展示	島田図書館
3月6日	火	ブックスタート（参加者：28人）	保健福祉センター
		学校図書館支援（講師派遣）	第一小学校
3月8日	木	キッズブック（参加者：38人）	保健福祉センター
3月8日～ 3月31日	木 土	展示コーナー 「写真大好きな仲間たちの習作展」	金谷図書館
3月13日	火	高齢者おはなし会（参加者：11人）	ふれあい健康プラザ
		ブックスタート（参加者：19人）	保健福祉センター
		第四小学校施設見学受入れ （参加者：75人）	島田図書館
3月14日	水	平成29年度第4回島田市立図書館協議会	市役所会議棟
3月16日	金	絵本の寄贈	プラザおおるり教育長室

予 定 (3月29日～4月26日)

月 日	曜日	事 項	場 所
3月8日～ 3月31日	木 土	展示コーナー 「写真大好きな仲間たちの習作展」	金谷図書館
4月1日	日	特集コーナー設置 一般：「静岡県が舞台の小説」 児童：「春の音（友達・花見・遠足・一 年生）」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「1人暮らしに役立つ本」 児童：「ことばあそびの本」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「ガーデニング」 児童：「夢と希望の春（学校・友だち・ 1年生・花見・遠足）」	川根図書館
4月1日～ 4月17日	日 火	展示コーナー 「笹山窯焼友クラブ陶芸展」	金谷図書館
4月4日	水	FM島田読み聞かせコーナー放送開始	
4月10日	火	ブックスタート	保健福祉センター
4月11日	水	高齢者おはなし会	ふれあい健康プラザ
4月12日	木	キッズブック	保健福祉センター
4月17日	火	ブックスタート	保健福祉センター
4月19日	木	キッズブック	保健福祉センター
4月19日～ 5月8日	木 火	展示コーナー 「しまはくワークショップ展」	金谷図書館
4月24日～ 5月12日	火 土	こどもの読書週間特集コーナー設置 「ぼく・わたしのおきにいりの本」	島田図書館
		こどもの読書週間特集コーナー設置 「冒険・探検の本」	金谷図書館
		こどもの読書週間特集コーナー設置 「たのしいことばあそび」	川根図書館

事務事業の概要

文化課

実施(2月23日～3月28日)

月 日	曜日	事 項	場 所
1月20日～ 3月11日	土 日	第72回企画展 「森田安次と大井川流域の書家たち」	博物館本館
2月3日～ 3月25日	土 日	収蔵品展「海野光弘 旅～郷愁の詩～」	博物館分館
2月27日	火	第2回諏訪原城跡整備委員会 (参加者：13人)	第3委員会室南
3月4日	日	島田の刀鍛冶と刀剣講座 (参加者：11人)	博物館本館
3月9日～ 3月25日	金 日	文化プログラム支援事業② 「UNMANNED 無人駅の芸術祭／大井川」	大井川鐵道市内 無人駅 ほか
3月10日	土	海野光弘展関連イベント 学芸員によるギャラリートーク (参加者：3人)	博物館分館
		博物館ボランティア視察研修会 (参加者：16人)	富士山世界遺産 センター
3月11日	日	プロの技を大公開！ 描いて学ぶイラストレーターの世界 (参加者：39人)	プラザおおるり
		しまはくワークショップ 「わくわくアトリエ」 (参加者：16人)	博物館本館
		今川氏の古文書講座 (参加者：29人)	博物館本館
		今川氏の歴史講座 (参加者：34人)	博物館本館
3月14日	水	第2回島田市文化財保護審議会	黒田家住宅ほか
3月16日	金	文化プログラム支援事業② アート講座 「続・アートで開く地域の可能性」 (講師 北川フラム氏)	地域交流センター 一歩歩路
3月17日～ 4月15日	土 日	第73回企画展 「島田の刀鍛冶と名刀写しの美」	博物館本館
3月17日～ 3月18日	土 日	刀剣展関連イベント 「厚藤四郎写を持ってみよう」 (参加者：42人)	博物館本館
		刀剣展関連イベント ギャラリートーク (参加者：55人)	博物館本館
3月17, 18日 3月24, 25日	土 日	刀剣展関連イベント 「武将隊見参！」～演舞と展示解説 (参加者：—人)	博物館本館 博物館分館

月 日	曜日	事 項	場 所
3月18日	日	しまはくワークショップ 「ちょっと昔のいろいろ体験」 (参加者:47人)	博物館分館
3月24日	土	刀剣展関連イベント 「名刀・現代刀鑑賞会」 (参加者:31人)	博物館分館 日本家屋
3月24日～ 3月25日	土 日	刀剣展関連イベント 「刀匠たちによる実演と体験」 (参加者:1人)	博物館分館中庭
3月25日	日	刀剣展関連イベント 日本刀講演会「名刀を受け継ぐ」 (参加者:35人)	博物館分館 日本家屋
		しまはくワークショップ 「おもちゃ病院」 (参加者:20組)	博物館本館

予 定 (3月29日～4月26日)

月 日	曜日	事 項	場 所
3月17日～ 4月15日	土 日	第73回企画展 「島田の刀鍛冶と名刀写しの美」	博物館本館
3月29日	木	島田市博物館協議会 (参加予定：9人)	博物館本館
3月31日～ 4月8日	土 日	島田市指定文化財 「牧之原公園斜面のカタクリ」公開	牧之原公園
4月7日～ 6月10日	土 日	収蔵品展 「海野光弘 万華～四季を彩る～」	博物館分館
4月8日	日	しまはくワークショップ 「わくわくアトリエ」(参加予定：10人)	博物館本館
4月14日	土	刀剣展関連イベント 刀剣相談会 (参加予定：30人)	博物館本館
		海野光弘展関連イベント 学芸員によるギャラリートーク (参加予定：10人)	博物館分館
4月14日～ 4月15日	土 日	刀剣展関連イベント ギャラリートーク (参加予定：10人)	博物館本館
4月22日	日	しまはくワークショップ 「おもちゃ病院」 (参加予定：10組)	博物館本館

島田市教育委員会定例会議案

議案第7号

平成30年度島田市教育の施策の大要について

平成30年度島田市教育の施策の大要を別冊のとおり定める。

平成30年3月29日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

議案第8号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第3項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を次のとおり委嘱する。

平成30年3月29日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

1 委嘱年月日

平成30年4月1日

2 委嘱期間

①平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

②平成30年4月1日から平成31年3月31日まで（前任者の残任期間）

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の氏名等

次ページのとおり

平成30年度 学校医・学校歯科医・学校薬剤師(平成30年4月1日現在)

学校名	内科	眼科	耳鼻科	歯科	薬剤師
島田第一小学校	○レシャト カレット	○森田 賢	○東 尊秀	○坂田 旬	○中村浩代
島田第二小学校	○片岡英樹		○勝見祐介	○平岡啓太	○小池章裕
島田第三小学校	○西山靖弘	○鈴木 徹	○牧野克己	○安原孝由	○杉村美昌
島田第四小学校	○小澤美佳		○勝見祐介	○小川恵治	○大庭伸之
六合小学校	○鈴木直輔	○金山貴子	○東 尊秀	○齊田久恵	○杉山和也
大津小学校	久保田友之	○森田 賢	○牧野克己	○竹内友彦	○芹澤敏文
伊太小学校	○久保田友之	○鈴木 徹	○東 尊秀	○西村崇史	○清水弥生
相賀小学校	○久保田友之	○秋山貴紀		○太田良智武	○松浦 薫
神座小学校	久保田友之	秋山貴紀		○蔡 豪倫	○寺岡 健
伊久美小学校	久保田友之	秋山貴紀		○向山嘉明	
初倉小学校	○荒木 信	○秋山貴紀		○板倉一明	○近 英明
湯日小学校	○田代修司			○中島 誠	○後藤貴裕
島田第五小学校	○八木 健	○鈴木 徹	○牧野克己	○原田 泰	○徳本英史
初倉南小学校	○藤本嘉彦	○秋山貴紀	○東 尊秀	○安原 剛	○成岡厚英
六合東小学校	○山下健一	○金山貴子		○牧 訓久	○近 英明
金谷小学校	坂井敏明 織田孝裕	川越直頭	杉本俊彦	柴田武士 鶴長尚志	進士寿子
五和小学校	小原弘嗣 平井利幸			加藤浩司	田代律子
川根小学校	高木勇人			又平基史	杉森 勲
島田第一中学校	○米田正弘	○森田 賢	○東 尊秀	○桐原俊史	○清水潤一
島田第二中学校	○松永和彦	○鈴木 徹	○牧野克己	○池田正之	○清水雅之
六合中学校	○相羽英彦	○金山貴子	○東 尊秀	○渡邊義介	○村松義文
北中学校	藤本嘉彦	秋山貴紀	○牧野克己	○高城幸司	○近 英明
初倉中学校	○岡西紀彦	○秋山貴紀	○東 尊秀	○中島泰臣	○岩尾英輔
金谷中学校	坂井敏明 織田孝裕	川越直頭	杉本俊彦	杉浦一隆 鶴長尚志	河原崎邦弘
川根中学校	高木勇人			吉川元仁	村田朋康

- 平成29年度委嘱者(委嘱期間:平成29年4月1日~平成31年3月31日)
- ① 平成30年度委嘱者(委嘱期間:平成30年4月1日~平成32年3月31日)
- ② 平成30年度委嘱者(委嘱期間:平成30年4月1日~平成31年3月31日)

議案第9号

平成30年度島田市学校給食費の額について

平成30年度島田市学校給食費の額を次のとおり定める。

平成30年3月29日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

1 島田市立小学校の学校給食費

(1) 児 童 1食単価259円 (月額4,230円で11ヶ月徴収)

(2) 教職員 1食単価259円 (月額4,230円で11ヶ月徴収)

※ 平成29年度と同額

2 島田市立中学校の学校給食費

(1) 生 徒 1食単価310円 (月額5,070円で11ヶ月徴収)

(2) 教職員 1食単価310円 (月額5,070円で11ヶ月徴収)

※ 平成29年度と同額

3 学校給食センター職員の学校給食費

1食単価259円 (喫食数に1食単価を乗じた額を徴収)

※ 平成29年度と同額

議案第10号

六合公民館運営審議会委員の委嘱について

島田市立公民館条例（平成17年島田市条例第152号）第15条第2項の規定に基づき、六合公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

平成30年3月29日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

- 1 委嘱年月日 平成30年4月1日
- 2 任 期 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで（前任者の残任期間）
- 3 委嘱する者の氏名等

	氏 名	住 所	摘 要
新	さいとう みのる 齋藤 實	島田市道悦五丁目	地域の代表者 （六合コミュニティ 委員会会長）
新	やぎ まりこ 八木 眞理子	島田市道悦五丁目	社会教育の関係者 （六合市民学級学級 長）
	やまぐち やすひろ 山口 泰弘	島田市道悦五丁目（学校）	学校教育の関係者 （六合小学校校長）
	むらた みつお 村田 光男	島田市道悦四丁目	学識経験者 （子育てボランティア）
	ふじおか まつえ 藤岡 まつ枝	島田市阿知ヶ谷	社会教育の関係者 （六合市民学級生）
	ながた もりまさ 長田 守正	島田市道悦三丁目	地域の代表者 （道悦島自治会長）

- 4 選任事由 選出区分代表者の変更に伴う選任

議案第11号

初倉公民館運営審議会委員の委嘱について

島田市立公民館条例（平成17年島田市条例第152号）第15条第2項の規定に基づき、初倉公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

平成30年3月29日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

- 1 委嘱年月日 平成30年4月1日
- 2 任 期 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで（前任者の残任期間）
- 3 委嘱する者の氏名等

	氏 名	住 所	摘 要
新	すずき はるお 鈴木 晴生	島田市井口	地域の代表者 (初倉地区自治会長)
新	おおた よしゆき 太田 欣志	島田市船木	社会教育の関係者 (初倉生涯学級学級生)
新	こばやし そとみ 小林 そとみ	島田市大柳	社会教育の関係者 (初倉あゆみ学級元学級長)
	ふじむら まさひこ 藤村 雅彦	島田市阪本（学校）	学校教育の関係者 (初倉小学校校長)
	おおつか みつこ 大塚 光子	島田市阪本	家庭教育の向上に資する活動を行う者 (初倉地区民生児童委員)
	なるおか としたけ 成岡 俊壯	島田市阪本	地域の代表者 (初倉コミュニティ委員会会長)

- 4 選任事由 選出区分代表者の変更に伴う選任

議案第12号

島田市スポーツ振興推進計画の改訂について

島田市スポーツ振興推進計画の中間見直しにより、別冊のとおり改める。

平成30年3月29日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

議案第13号

島田市教育委員会専決規程の一部改正について

島田市教育委員会専決規程（平成24年島田市教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月29日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

事務局
教育機関

別表中「教育委員会名義の使用の許可」を「教育委員会の後援等の承認」に改める。

附 則

この訓令甲は、公表の日から施行する。

例規名 島田市教育委員会専決規程

新 条 文

別表（第4条関係）

区分	教育部長	課長又は参事	係長
教育総務課	・主管事務に係る 教育委員会の後 援等の承認	省略	
学校教育課	・主管事務に係る 教育委員会の後 援等の承認		
学校給食課	・主管事務に係る 教育委員会の後 援等の承認		
社会教育課	・主管事務に係る 教育委員会の後 援等の承認		
スポーツ振 興課	・主管事務に係る 教育委員会の後 援等の承認		
図書館課	・主管事務に係る 教育委員会の後 援等の承認		
文化課	・主管事務に係る 教育委員会の後 援等の承認		

旧 条 文

別表（第4条関係）

区分	教育部長	課長又は参事	係長
教育総務課	・主管事務に係る 教育委員会名義 の使用の許可	省略	
学校教育課	・主管事務に係る 教育委員会名義 の使用の許可		
学校給食課	・主管事務に係る 教育委員会名義 の使用の許可		
社会教育課	・主管事務に係る 教育委員会名義 の使用の許可		
スポーツ振 興課	・主管事務に係る 教育委員会名義 の使用の許可		
図書館課	・主管事務に係る 教育委員会名義 の使用の許可		
文化課	・主管事務に係る 教育委員会名義 の使用の許可		

議案第14号

島田市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則の制定について

島田市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成30年3月29日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

島田市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則
島田市教育委員会事務局職員職名規則（平成17年島田市教育委員会規則第9号）
の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「作業長」を「作業長 副作業長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新 旧 条 文

対 照 表

例規名 島田市教育委員会事務局職員職名規則

新 条 文

旧 条 文

(職員の職名)

(職員の職名)

第3条 職員の職名は、次の表に掲げるとおりとする。

第3条 職員の職名は、次の表に掲げるとおりとする。

職名	部長 次長 課長 所長 参事 主席指導主事 課長補佐 主幹 係長 室長 指導主事 社会教育主事 主査 主事 技師 専門員 主任 書記 技手 学芸員 司書 栄養士 事務員 技術員 作業長 副作業長 自動 車運転手 管理員 業務員 調理員
----	--

職名	部長 次長 課長 所長 参事 主席指導主事 課長補佐 主幹 係長 室長 指導主事 社会教育主事 主査 主事 技師 専門員 主任 書記 技手 学芸員 司書 栄養士 事務員 技術員 作業長 自動車運転手 管理員 業務員 調理員
----	--

2 省略

2 省略

島田市文化芸術推進協議会規則の制定について

島田市文化芸術推進協議会規則を次のとおり制定する。

平成30年3月29日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

島田市文化芸術推進協議会規則

(設置)

第1条 島田市の文化芸術に関する施策の推進に関し、必要な事項を協議し、及び検討するため、島田市文化芸術推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、及び検討する。

- (1) 文化芸術に関する施策に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 文化芸術に関する施策に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 文化施設の在り方に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化芸術に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから島田市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化芸術に関する活動を行う者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長は、協議会の会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴

くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育部文化課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

議案第16号

島田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

島田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成30年3月29日提出

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

島田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

島田市教育委員会事務局組織規則（平成17年島田市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第6号中イを削り、ウをイとし、エをウとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

例規名 島田市教育委員会事務局組織規則

新 条 文
<p>(市長の権限に属する事務の補助執行)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 教育部長、次長並びに次の各号に掲げる課及び係に置かれる課長、参事、課長補佐及び係長の職にある者並びに当該係の係員は、前項各号に掲げるもののほか、地方自治法第180条の2の規定により、市長の権限に属する事務のうち当該各号に定める事務を補助執行するものとする。</p> <p>(1)</p> <p>イ 省略</p> <p>(5)</p> <p>(6) 文化課文化振興係 次に掲げる事務</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 省略</p> <p>立 省略</p> <p>(7) 省略</p>

旧 条 文
<p>(市長の権限に属する事務の補助執行)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 教育部長、次長並びに次の各号に掲げる課及び係に置かれる課長、参事、課長補佐及び係長の職にある者並びに当該係の係員は、前項各号に掲げるもののほか、地方自治法第180条の2の規定により、市長の権限に属する事務のうち当該各号に定める事務を補助執行するものとする。</p> <p>(1)</p> <p>イ 省略</p> <p>(5)</p> <p>(6) 文化課文化振興係 次に掲げる事務</p> <p>ア 省略</p> <p><u>イ 文化施設運営協議会に関すること。</u></p> <p>立 省略</p> <p>三 省略</p> <p>(7) 省略</p>

協 議 事 項

(協議事項)

教育総務課

しまだの教育（リーフレット）について

しまだの教育（リーフレット）について、別紙（案）のとおり協議します。

横井運動場公園改修計画（案）について

横井運動場公園改修計画（案）について、以下のとおり協議します。

- 1 事業期間の設定について
- 2 事業の優先順位づけの方針について

島田市文化プログラム支援事業費補助金交付要綱の一部改正について

島田市文化プログラム支援事業費補助金交付要綱の一部改正について、次のとおり協議します。

島田市告示第 号

島田市文化プログラム支援事業費補助金交付要綱（平成28年島田市告示第201号）の一部を次のように改正する。

平成30年 年 日

島田市長 染谷 絹代

第5条第2項中「2分の1」を「4分の3」に改める。

第16条第2項第2号を次のように改める。

(2) 文化・芸術に関する活動を行う者

第16条第4項中「島田市文化施設運営協議会規則（平成17年島田市規則第95号）」を「島田市文化芸術推進協議会規則（平成30年島田市教育委員会規則第●号）」に、「島田市文化施設運営協議会委員」を「島田市文化芸術推進協議会委員」に、「を兼ねた」を「となる」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

例規名 島田市文化プログラム支援事業費補助金交付要綱

新 条 文

(補助対象経費及び補助額)

第5条 省略

2 補助金の額は、補助対象経費（補助対象経費について国、県等から補助金等の交付を受けている場合にあつては、補助対象経費の額から当該補助金等の額を控除した額）の 4分の3 以内の額とし、50万円を限度とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(委員会の組織)

第16条 省略

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 省略

(2) 文化・芸術に関する活動を行う者

(3) 省略

3 省略

4 島田市文化芸術推進協議会規則（平成30年島田市教育委員会規則第●号）に規定する島田市文化芸術推進協議会委員（以下この項において「協議会委員」という。）が委員となるときは、協議会委員の任期を委員の任期とする。この場合において、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5

6 省略

8

旧 条 文

(補助対象経費及び補助額)

第5条 省略

2 補助金の額は、補助対象経費（補助対象経費について国、県等から補助金等の交付を受けている場合にあつては、補助対象経費の額から当該補助金等の額を控除した額）の 2分の1 以内の額とし、50万円を限度とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(委員会の組織)

第16条 省略

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 省略

(2) 文化活動を実践している者

(3) 省略

3 省略

4 島田市文化施設運営協議会規則（平成17年島田市規則第95号）に規定する島田市文化施設運営協議会委員（以下この項において「協議会委員」という。）が委員を兼ねたときは、協議会委員の任期を委員の任期とする。この場合において、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5

6 省略

8

島田市文化財保存管理事業費補助金交付要綱の一部改正について

島田市文化財保存管理事業費補助金交付要綱の一部改正について、次のとおり協議します。

島田市告示第 号

島田市文化財保存管理事業費補助金交付要綱（平成17年島田市告示第127号）の一部を次のように改正する。

平成30年 月 日

島田市長 染谷 絹代

第1条中「指定された」の次に「市内に所在する」を加え、「の管理の万全を期するとともに、市民の指定文化財への関心の向上に資するため、指定文化財」を削る。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 指定文化財の修理、記録、公開その他保存及び活用に要する経費
- (2) 指定文化財である建造物等の防災又は防犯のための設備又は機器の設置に要する経費

第2条に次の1号を加える。

- (3) 前号に規定する設備又は機器の保守点検に要する経費

第3条の見出しを「（補助金の額（率））」に改め、同条中「補助率」を「補助金の額及び率」に、「掲げるとおり」を「定めるとおり」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 文化財保護法又は静岡県文化財保護条例の規定により指定された文化財 補助の対象となる経費の額から国及び県からの補助金の額を控除した額の2分の1以内の額
- (2) 島田市文化財保護条例の規定により指定された文化財 次に掲げる経費の区分に応じ、それぞれに定める額の4分の3以内の額

ア 前条第1号及び第2号に掲げる経費 補助の対象となる経費の額

イ 前条第3号に掲げる経費 補助の対象となる経費の額と指定文化財管理費国庫補助取扱要領（平成元年12月1日文化財保護部長裁定）別紙の表防災設備保守点検等の項に掲げる単価に員数を乗じた額とを比較していずれか低い額

第3条第3号を削る。

第4条第1項中「文化財保存管理事業費補助金交付申請書（様式第1号）」を「規則第13条第1号ア又はイに規定する補助金交付申請書」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 規則第13条第2号に規定する事業計画書
- (2) 規則第13条第3号に規定する収支予算書

第4条第2項中「資金状況調べ（様式第4号）」を「規則第13条第10号に規定する資金状況調べ」に改める。

第5条を次のように改める。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号ア又はイに規定する補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

第6条第1項中「文化財保存管理事業費補助金交付変更承認申請書（様式第6号）」を「規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 規則第13条第2号に規定する変更事業計画書

(2) 規則第13条第3号に規定する変更収支予算書

第6条第2項中「文化財保存管理事業費補助金交付変更承認書（様式第7号）」を「規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認書」に改める。

第7条中「実績報告書（様式第8号）」を「規則第13条第7号に規定する実績報告書」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 規則第13条第2号に規定する事業実績書

(2) 規則第13条第3号に規定する収支決算書

第8条を次のように改める。

(交付確定の通知)

第8条 市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第8号に規定する補助金交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

第9条中「請求書（様式第10号）」を「規則第13条第9号に規定する請求書」に改める。

第10条中「概算払請求書（様式第10号）」を「規則第13条第9号に規定する概算払請求書」に改める。

様式第1号から様式第10号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の島田市文化財保存管理事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

新 条 文	
(趣旨)	
第1条 市長は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）及び島田市文化財保護条例（平成17年島田市条例第162号）の規定により指定された <u>市内に所在する文化財</u> （以下「指定文化財」という。）の保存、活用又は維持管理の事業を行う所有者、管理者等に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。	
(補助対象経費)	
第2条 補助の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。	
(1) <u>指定文化財の修理、記録、公開その他保存及び活用に要する経費</u>	
(2) <u>指定文化財である建造物等の防災又は防犯のための設備又は機器の設置に要する経費</u>	
(3) <u>前号に規定する設備又は機器の保守点検に要する経費</u>	
(補助金の額（率）)	
第3条 <u>補助金の額及び率は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</u>	
(1) <u>文化財保護法又は静岡県文化財保護条例の規定により指定された文化財 補助の対象となる経費の額から国及び県からの補助金の額を控除した額の2分の1以内の額</u>	
(2) <u>島田市文化財保護条例の規定により指定された文化財 次に掲げる経費の区分に応じ、それぞれに定める額の4分の3以内の額</u>	
ア <u>前条第1号及び第2号に掲げる経費 補助の対象となる経費の額</u>	
イ <u>前条第3号に掲げる経費 補助の対象となる経費の額と指定文化財管理費国庫補助取扱要領（平成元年12月1日文化財保護部長裁定）別紙の表防災設備保守点検等の項に掲げる単価に員数を乗じた額とを比較していずれか低い額</u>	
(交付の申請)	
第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ規則第13条第1号ア又はイに規定する <u>補助金交付申請書</u> に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。	
(1) <u>規則第13条第2号に規定する事業計画書</u>	
(2) <u>規則第13条第3号に規定する収支予算書</u>	

旧 条 文	
(趣旨)	
第1条 市長は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）及び島田市文化財保護条例（平成17年島田市条例第162号）の規定により指定された文化財（以下「指定文化財」という。）の <u>管理の万全を期するとともに、市民の指定文化財への関心の向上に資するため、指定文化財</u> の保存、活用又は維持管理の事業を行う所有者、管理者等に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。	
(補助対象経費)	
第2条 補助の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。	
(1) <u>指定文化財の修繕、整備、記録、保存に必要な物品の調達及び防災機器又は防犯機器の設置に要する経費</u>	
(2) <u>指定文化財である建造物等に設置した防災機器又は防犯機器の保守点検に要する経費</u>	
(補助率)	
第3条 <u>補助率は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。</u>	
(1) <u>国からの補助金があるとき 補助の対象となる経費から当該補助金を控除した額の3分の1以内</u>	
(2) <u>県からの補助金があるとき 補助の対象となる経費から当該補助金を控除した額の2分の1以内</u>	
(3) <u>前2号以外のとき 補助の対象となる経費の6分の5以内</u>	
(交付の申請)	
第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ <u>文化財保存管理事業費補助金交付申請書（様式第1号）</u> に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。	
(1) <u>事業計画書（様式第2号）</u>	
(2) <u>収支予算書（様式第3号）</u>	

(3) 省略

2 申請者のうち概算払を受けようとする者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、規則第13条第10号に規定する資金状況調べを併せて添付するものとする。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号ア又はイに規定する補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者が第4条の申請の内容を変更しようとするときは、規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。

(1) 規則第13条第2号に規定する変更事業計画書

(2) 規則第13条第3号に規定する変更収支予算書

(3) 省略

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めるときは、規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認書により、申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、規則第13条第7号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 規則第13条第2号に規定する事業実績書

(2) 規則第13条第3号に規定する収支決算書

(3)

省略

(5)

(交付確定の通知)

第8条 市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第8号に規定する補助金交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求手続)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者が補助金の概算払を請求しようとするときは、規則第13条第9号に規定する概算払請求書を市長に提出しなければならない。

(3) 省略

2 申請者のうち概算払を受けようとする者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、資金状況調べ(様式第4号)を併せて添付するものとする。

(交付決定通知書)

第5条 規則第6条の補助金交付決定通知書は、文化財保存管理事業費補助金交付決定通知書(様式第5号)とする。

(変更の承認)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者が第4条の申請の内容を変更しようとするときは、文化財保存管理事業費補助金交付変更承認申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。

(1) 変更事業計画書(様式第2号)

(2) 変更収支予算書(様式第3号)

(3) 省略

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めるときは、文化財保存管理事業費補助金交付変更承認書(様式第7号)により、申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(様式第2号)

(2) 収支決算書(様式第3号)

(3)

省略

(5)

(交付確定通知書)

第8条 規則第10条の補助金交付確定通知書は、文化財保存管理事業費補助金交付確定通知書(様式第9号)とする。

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求手続)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者が補助金の概算払を請求しようとするときは、概算払請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

様式第1号（第4条関係）

文化財保存管理事業費補助金交付申請書

年 月 日

島田市長

住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

申請者

氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 ㊟

年度において文化財保存管理事業を実施したいので、補助金を交付される
よう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 _____ 円

2 事業の目的

3 事業の効果

4 概算払の承認申請

当該事業を実施するに当たり、概算払を受けたいので、関係書類を添えて申請
します。

(1) 金額 _____ 円

(2) 理由

(3) 時期

5 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 資金状況調べ (概算払の承認申請をする場合に限る。)

(4) その他

(注) 「4 概算払の承認申請」は、概算払の承認申請をしない場合は、記入は不要です。

様式第2号（第4条、第6条、第7条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業の内容

区 分	内 容	実施（予定）時期	備 考

2 事業完了（予定）年月日 年 月 日

様式第3号（第4条、第6条、第7条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

様式第5号（第5条関係）

文化財保存管理事業費補助金交付決定通知書

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

様

島田市長 _____ 印

年 _____ 月 _____ 日付けで申請があった文化財保存管理事業費補助金について、次のとおり決定します。

1 決定の内容

金額 _____ 円

2 概算払の内容

(1) 金額 _____ 円

(2) 時期

3 交付の条件

島田市補助金等交付規則及び島田市文化財保存管理事業費補助金交付要綱を遵守すること。

様式第6号(第6条関係)

文化財保存管理事業費補助金交付変更承認申請書

年 月 日

島田市長

申請者 住所 (法人にあっては、その
主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名) 印

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた文化財保存管理事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

3 変更により増・減すべき補助金の額

4 添付書類

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) その他

文化財保存管理事業費補助金交付変更承認書

第 _____ 号
年 ____ 月 ____ 日

様

島田市長 _____ 印

年 ____ 月 ____ 日付けで申請があった文化財保存管理事業費補助金の変更について、次のとおり承認します。

承認の内容

実績報告書

年 月 日

島田市長

住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 印

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた文化
財保存管理事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し
- (4) 事業の完了を確認できる写真
- (5) その他

様式第9号(第8条関係)

文化財保存管理事業費補助金交付決定通知書

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

様

島田市長 _____ 印

年 _____ 月 _____ 日付で実績報告書の提出があった文化財保存管理事業費補助金について、次のとおり決定します。

交付決定金額 _____ 円

(交付決定金額 _____ 円)

様式第10号 (第9条、第10条関係)

請求書 (概算払請求書)

金 _____ 円

ただし、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付け 第 _____ 号により補助金の交付の確定 (決定) を受けた文化財保存管理事業費補助金として、上記のとおり請求します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

島田市長

住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 印

電話番号

口座振込先 金融機関名	銀行 金庫 農業協同組合 (_____)	本店 支店 (_____)
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

次回教育委員会定例会における
協議事項の集約

報 告 事 項

平成 30 年 2 月分の寄附受納について

寄附受納したので、次のとおり報告します。

<物品>

受入先	品名	数量	金額	寄附者
全校	グラウンド用リサイクル白線	100袋	80,000円	積水ハウス株式会社 静岡支店 (細田嘉一郎 支店長)
島田第二小学校	書籍	74冊	81,547円	島田第二小学校 PTA (橋本大介 会長)
〃	ワイヤレスマイクロホンハンド式	1本	36,828円	〃
島田第一中学校	書籍	241冊	360,000円	一般社団法人 谷田川報徳社 (榛葉正信 理事長)
〃	液晶テレビ	2台	200,000円	島田第一中学校 PTA (吉田康子 会長)
〃	DVDプレーヤー	2台	16,000円	〃
〃	移動式ラック	2台	64,000円	〃
計			838,375円	

島田第四小学校校舎等建設検討委員会の報告

島田第四小学校校舎等建設検討委員会における検討内容について、別紙のとおり報告します。

平成 30 年 2 月分の生徒指導について

平成 30 年 2 月分の生徒指導について、別紙のとおり報告します。

島田市教育環境適正化事業の中間報告について

島田市教育環境適正化事業の進捗状況について、別冊により報告します。

施設敷地内での物損事故の報告について

島田市初倉西部ふれあいセンターの施設敷地内での物損事故について、次のとおり報告します。

1 和解の内容

- ・島田市は、相手方に対し損害額332,904円を支払う。
- ・今後本件に関しては、双方とも異議の申立てをしない。

2 示談日

平成30年3月7日

3 相手方住所

島田市阪本

4 事故発生日

平成30年1月24日

5 事故発生場所

島田市湯日3779番地（初倉西部ふれあいセンター駐車場）

6 事故の概要

初倉西部ふれあいセンター敷地内に設置している、日陰を作るための棚の屋根材が強風により破損して飛散し、施設駐車場に駐車していた相手方車両に衝突して、右側面を損傷させたもの。

島田市文化施設運営協議会規則を廃止する規則の制定について

島田市文化施設運営協議会規則を廃止する規則の制定について、次のとおり報告します。

島田市文化施設運営協議会規則を廃止する規則

島田市文化施設運営協議会規則（平成17年島田市規則第95号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
(市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正)
- 2 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成24年島田市規則第3号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とする。

新 旧 条 文

対 照 表

例規名 島田市文化施設運営協議会規則を廃止する規則

新 条 文
<p>○附則第2項関係（市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則） （補助執行）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、地方自治法第180条の2の規定に基づき教育委員会の事務を補助する職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員をして補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)) 省略</p> <p>(11)</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>3 省略</p>

旧 条 文
<p>○附則第2項関係（市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則） （補助執行）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、地方自治法第180条の2の規定に基づき教育委員会の事務を補助する職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員をして補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)) 省略</p> <p>(11)</p> <p>(12) <u>文化施設運営協議会に関すること。</u></p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>3 省略</p>